

平成31年4月5日

内閣府 消費者委員会
委員長 高 巖 殿

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
理事長 下田 智久

特定保健用食品の有効活用と制度の発展について（要望）

特定保健用食品は1991（平成3）年に特別用途食品として制度化され、生活習慣病の一次予防を目的とした健康の維持増進や医療費削減への寄与が期待されており、当協会はこれまでに特定保健用食品に関する適切な知識の普及啓発や申請及び届出に係る支援活動を実施することにより、国民の健康の維持増進の推進に少なからず寄与してきたと考えております。

現在、特定保健用食品は、食品安全委員会では主に関与成分に関する安全性の審査が行われ、食品健康影響評価に基づく評価書が公表されています。

一方、消費者委員会では有効性の審査をはじめ、安全性と有効性の総合的な審査も行われていますが、消費者委員会において公表されているのは、答申書と議事録のみであり、審査内容を把握することが難しい状況です。

そこで、食品安全委員会における食品健康影響評価に基づく評価書と同様に、消費者委員会における審査結果を評価書として公表することを要望いたします。

評価書の公表により、許可された表示の安全性と有効性のエビデンスレベルと審査基準や過程が明確になり、消費者の商品選択をサポートする専門家（医師、薬剤師、管理栄養士、アドバイザースタッフ（食品保健指導士等）など）の情報源となることで、消費者に正しい摂取方法が推進され、国民の健康の維持増進のさらなる向上が図られることが期待されます。

特定保健用食品の申請要件に対して、どのような評価を受け、安全性と有効性が認められたのか、許可された表示とエビデンスレベルが明確になることで、専門家をはじめ、消費者にも理解が深まることが期待されます。

また、審査過程の透明性が図られ事業者の申請の予見性の確保が期待されるとともに、申請を検討している事業者がそれらを参考としてより適切な申請書を作成することができるため、結果として審査の迅速化も期待されます。

なお、本要望書とは別に消費者庁長官に対しても別添の要望をさせていただいていることを申し添えます。

以上